

## 説明書

(令和5年8月15日作成)

### (不誠実対応⑭)

事故後も通常運営を続行しているため、安全対策に関し問題提起したところ、利用者への事故に関する説明は、回答書(令和5年3月16日付)では、事故直後より行っていると記載しているにも関わらず、個人情報に関する問題を提起した後の記載では、本件事故について説明を行ったのは、事故直後(令和4年12月9日)でなく悠生君が見つかった(令和4年12月16日)以降の記載に変わっており、明らかな捏造が認められる。

### (詳細事項)

個人情報の観点から悠生君に関する事故の説明に関し、アルプスの森(施設長:宇津慎史)に説明を求めたところ、以下の返事が返ってきた。

当社が施設の利用者に本件事故について説明を行ったのは、清水君のご遺体が発見された後であり、お亡くなりになった方の情報であるため、個人情報保護違反には該当しないものと考えます。

(回答書(令和5年7月7日付)より一部抜粋)

利用者への説明を行ったのが、悠生君が発見された後であるため、個人情報保護違反にならないと考えている点は道理にあっていない。確かに悠生君が見つかり死体検案書が作成されたのは、令和5年12月16日である。

しかし悠生君の遺族は、行方不明になった悠生君へのいわれなき誹謗中傷を避けるため、悠生君の情報は名前も含め公開していなかった。従って、悠生君の情報は悠生君の家族と連動しており、悠生君の家族からすると要配慮個人情報に該当する。

この要配慮個人情報としての意味が薄れるのは、アルプスの森(施設長:宇津慎史)から提出された事故報告書(令和5年1月16日付)を家族が確認し、あまりにも多くの事実と異なる記載があり事故情報を公開しない限り、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は嘘をつき続けると遺族が考えたからである。実際にこの要配慮個人情報としての意味が薄れたのは、令和5年6月8日に関西テレビで悠生君のこの事故の事が放送されてからである。

すなわち要配慮個人情報であるにも関わらず、利用者への説明のための同意確認も当方に無かったのには違和感を覚える。ただ内容的には個人情報保護の第三者への情報提供の例外規定に当てはまるため、個人情報の取り扱い自体は問題ないと思われる。

しかしながら安全対策と言う面においては非常に問題である。悠生君が行方不明に陥った状況下においてもアルプスの森(代表者:宇津慎史)は通常運営を続けていた。すなわち、事故を起こした翌日には、事故対策および利用者への十分な説明を行っている必要があった。

その点に関し、遺族側からアルプスの森(代表者:宇津慎史)へ現在施設利用者に対し説明を行っているのかの確認をしたところ以下の回答が返ってきた。

施設利用者のみならず、行政等へは十分に説明を行っておりますし、今後質問等があれば可能な範囲で説明は行っていく予定です。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

さらには、以下のような記載も同回答書に記載されている。

説明会実施の予定について

本件事故については、事故直後、全ての利用者に説明させて頂いております。従って、改めて当社が本件事故について説明会を実施する予定はございません。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

従って、利用者への事故に関しての説明が回答書(令和5年3月16日付)では、事故直後より行っていると記載しているにも関わらず、個人情報に関しての問題を提起した後のアルプスの森(施設長:宇津慎史)の記載では、本件事故について説明を行ったのは、事故直後(令和4年12月9日)でなく悠生君が見つかった(令和4年12月16日)以降の記載に変わっており、明らかな捏造が認められる。